

登園届

(その他の感染症)

鶴舞ちとせ保育園 園長 殿

園児名

診断名

病状も回復し集団生活に支障がない状態になったので _____ 年 _____ 月 _____ 日 より登園いたします。

年 月 日

保護者署名 (自署)

発症日	年 月 日
受診日	年 月 日
休むよう指示のあった期間	年 月 日まで
登園にあたっての再受診日 ※別紙『感染症の種類』にある 1~11、22、23の感染症の場合	年 月 日
医療機関名	

※必要事項を保護者が記入し、治癒後の登園日に提出してください。

別紙『感染症の種類』に要再受診とある感染症については、登園にあたり再受診をしてください。

※この登園届は、インフルエンザ及び新型コロナウイルス以外の感染症に罹患した場合に使用します
ただし、インフルエンザ及び新型コロナウイルス感染症に罹患して、順調に回復せず、登園のめやす
の期間を経過しても症状があり、再受診が必要となった場合は「登園届（他の感染症用）」を使用してください。

※保育園・こども園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできる
だけ防ぐことで、子どもたちが快適に生活できるよう、登園にあたっての再度の受診が必要でない感
染症であっても、感染力のある期間に配慮し、登園を再開する前に登園可能か確認し、子どもの健康
回復状態が集団での保育園・こども園生活が可能となってからの登園であるようご配慮ください。

この登園届を使用する感染症の種類は、別紙『感染症の種類』を参照してください。

感染症の種類

	要再受診	感染症名	感染しやすい期間	登園のめやす
1	○	麻疹（はしか）	発症の1日前から発疹出現後日目まで	解熱後3日を経過してから
2	○	風疹（三日ばしか）	発疹出現の前7日から後7日間くらい	発疹が消失してから
3	○	水痘（水ぼうそう）	発疹出現1～2日前から痂皮形成まで	すべての発疹が痂皮化してから
4	○	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	発症3日前から耳下腺腫脹後4日	耳下腺・頸下腺・舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
5	○	結核		感染のおそれがなくなってから
6	○	咽頭結膜熱（プール熱）	発熱・充血等症状が出現した数日間	主な症状が消え2日間経過してから
7	○	流行性角結膜炎	充血・目やに等症状が出現した数日間	感染力が非常に強いため結膜炎の症状が消失してから
8	○	百日咳	抗菌薬を服用しない場合、咳出現後3週間を経過するまで	特有の咳が消失するまで、または5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療を終了するまで
9	○	腸管出血性大腸菌感染症（O157、O26、O111など）		症状が治まり、かつ、抗菌薬による治療が終了し、48時間をあけて連続2回の検便によって、いずれも菌陰性が確認されてから
10	○	急性出血性結膜炎		医師が感染の恐れがないと認めるまで
11	○	髄膜炎菌性髄膜炎		医師が感染の恐れがないと認めるまで
12		溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
13		マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
14		手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍（かいよう）が発症してから数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響が無く、普段の食事がとれること
15		伝染性紅斑（リンゴ病）	発疹出現前の1週間	全身状態が良いこと
16		感染性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）	症状のある間と、症状消失後1週間（量は減少していくが数週間ウイルスを排泄しているので注意が必要）	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
17		ヘルパンギーナ	急性期の数日間（便の中に1か月程度ウイルスを排泄しているので注意が必要）	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
18		RSウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
19		ヒトメタニューモウイルス感染症	呼吸器症状がある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
20		帯状疱疹	水疱を形成している間	すべての発疹が痂皮化してから
21		突発性発疹		解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
22	○	インフルエンザ	順調に回復せず、出席停止期間を経過しても症状があり、再受診が必要となった場合は再受診が必要	順調に回復せず、出席停止期間を経過しても症状があり、再受診が必要となった場合は再受診が必要
23	○	新型コロナウイルス感染症		